

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2023 年夏季 6 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

東洋医療の現物給付は空から降ってこない、つかみ取ろう

藤岡 東洋雄

大変大きな負担となりましたコロナ問題がようやくあけようとしています。

我が国は高齢化が急速に進む中、内科的なものだけでなく足・腰・膝が弱まり、多くは歩行困難・介護・寝たきり・認知症の不安・恐れをなさっています。現に医療・介護費が先の見えない上昇となっています。鍼灸（マッサージ）指圧等の東洋医療は高齢者医療に薬も使わず、他に類のない効果を表すものです。健康回復し介護も受けず、終末まで元気を通すことも可能な東洋医療です。元気であれば 65 歳定年とならず 75 歳、80 歳の労働可能となります。65 歳定年退職で毎日日曜を喜んでいる人たちばかりではありません。現に 70 歳、80 歳の現役の働き手がたくさんおられます。元気で働ければ労働力不足に大きな力となり生き甲斐にもなります。経済の GDP 上昇にも役立ちます。高齢者の多くは鍼灸・マッサージ・指圧を保険証で 1 割、2 割の現物給付を望んでおられます。

私たちの東洋医療はり・灸・按摩（マッサージ）の前途は明るいとはとても言えません。私たちは期間、回数、完全撤廃、そして皆様と健康保険ではり・灸・マッサージを受ける国民の会と国会議員超党派の運動で厚労省に受領委任払いを認めさせ実施することができました。一方で国民が将来保険で鍼灸マッサージ指圧を受けられなくなる「施術管理者」なる屋根の上に屋根を作る不要なもので保険取り扱いを覆してきています。

大正 11 年 4 月 22 日に創設された健康保険法は今も一貫して「疾病・負傷・若しくは死亡または出産に関して保険給付を行う」とあります。先達たちの努力で昭和 10 年代から戦後の昭和 25 年 1 月まで鍼灸・按摩・マッサージが現物給付されてきました。しかし保発 4 号によって給付から支給にされ、以後 73 年も現物給付を国民は受けられなくなっています。法律の通り鍼灸・按摩・マッサージ・指圧の現物給付を権利回復する以外に解決の道はないと考えています。法律のコンプライアンス、人権、権利の回復は最優先に行われるべきです。このことを国会議員の多くは理解していただいています。私たちは立法院運動を目指しています。皆様とともに実現していきたいと思えます。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)





療養費申請のツボ



●「施術所・患家以外での施術」問題の報告Ⅲ

12月号からご報告させていただいていた「施術所・患家以外での施術」の問題ですが、ようやく保険者から連絡がありました。結論から申し上げますと、条件付きで施術が認められました。本来、患家ではない施設での施術になるため、施術を認める訳にはいかないが、被保険者から事情を聴き、この事例に限り施術を認めるとのことでした。支給申請書を提出時に毎回理由書を添付しなければなりません、なんとか継続して健康保険での施術が可能となりました。長期間の交渉になりましたが、本当に良かったと思います。今回学んだことは、患者それぞれの事情をよく理解し、それを保険者に上手く説明が出来れば、不支給だったものでも支給に持ち込めるのだということでした。最近、あまり良いニュースがありませんでしたが、良いニュースがご報告出来て喜んでます。今後も難しい事例にぶち当たるとは思いますが、諦めずに交渉していきたいと思いました。

●患者層が広がりました！

昨年10月、ある会員さんからご相談を受けました。脳性麻痺身体障がい1級4歳女児のマッサージ治療を健康保険で行いたいというもので、保険取り扱いが可能か？似たような事例はあるのか？との問いでした。基本的に健康保険でのマッサージ治療は、筋麻痺・関節拘縮・筋萎縮等があり、医師の同意書さえあれば、年齢は関係ないとお答えし、4歳児の事例はないが、先生が私たちのファーストペンギンになってくださいとお伝えしました。翌月、同意病名 脳梁欠損症、筋麻痺で5部位の同意書が取れたとの報告がありました。11月分から申請しますとのことでした。そして、4か月後のこの3月末に11月に申請した分の入金がありましたとの報告を受けました。報告を受けた時は、本当にホッとしました。実を言うと、内心保険者が健保組合であり、小児のマッサージの事例だったので、少し不安だったからです。しかし、今回の事例で、はっきりしたことは、支給基準に則っていれば、患者さんがお子さんであろうが、保険者が健保組合であろうが、問題はないということがよくわかりました。まあ、現実問題として、保険者によっては、なんだかんだと理由をつけて、不支給にして来る保険者もあったかも知れませんが、何はともあれ今回は良かったです。今回の事例は、目の前で苦しんでいるお子様やお母様のために、不支給になるかも知れない事例に勇気を持ってチャレンジした結果だと思います。みなさんも患者様のため、ご家族のために勇気を持って立ち向かって行ってください。今回の事例は、暗いニュースの続く私たちの業界を明るくしてくれる事例だったと思います。

●老健施設の医師の同意書が認められませんでした！

今度の事例は、残念な事例です。老健施設に入所されていた方が、サ高住に移る予定で、サ高住に移られてから訪問マッサージに来て欲しいと言われていたという事例です。サ高住では、契約されている往診の医師がおられ、その先生が同意書を書いてくださるので、大丈夫ですと言われていたのですが、サ高住に移られてすぐには往診がなく、同意書がすぐにはいただけないような状態だったようです。そこで、サ高住の医師が老健施設の医師に連絡を取ってくださり、老健施設の医師が、同意書を書いてくださったそうです。そして、今回その老健施設の医師の同意書にて申請した申請書が不支給になっていました。不支給理由は、老健施設は、保険医療機関ではないためというものでした。当事者の会員さんは、納得がいけないので、厚労省に問い合わせしてみたそうです。厚労省の回答は、原則は、保険医療機関の医師の同意書が必要ではあるが、老健施設の医師でないとダメとは書いていないので、緊急の場合、やむを得ない場合は、その限りではないとの回答を得たそうです。そのことを保険者（東芝健康保険組合）に伝えると文書でその旨を送ってくださいとのことだったので、文書を送って結果を待っていました。約一か月後、残念ながら不支給は覆すことが出来ませんでした。理由を詳しく聞くと、老健施設の医師の同意書だからダメということではなく、サ高住の医師の往診記録を見ると、転移月の末か翌月の頭に往診していることがわかり、その時に同意書が書けたはずだということのようです。しかし、あとでわかったことのように、その転移月の末か翌月頭の往診というのは、薬を届けただけで、医師の診察はなかったようです。それならば、再度保険者と交渉してみてもお伝えしたのですが、今回は自身の勉強不足でもあるので、諦めますとのことでした。当事者の先生が、そのように言われるのですから、どうしようもないのですが、相談を受けた私としては、腑に落ちないところなので、保険者に老健施設の医師の同意でも認める場合があることを確認しておきたいと思っています。また、ご報告させていただきます。

●診察日と同意日が二週間以上空いた同意書について

先月、診察日と同意日が、一か月以上空いた同意書を添付した申請書が返戻になりました。保険者に確認したところ、摘要欄に期間が空いた理由を書きいただければとのことでした。ひと月以上はもちろんです、二週間以上空いた場合は、必ず摘要欄にその理由を書くようにしてください。よろしく願いいたします。

定期総会開催

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会の第 4 回定時社員総会が 5 月 28 日、神戸市産業振興センターで開催されました。秋田からは善徳先生、東京からは盛山正仁衆議院議員、中野洋昌衆議院議員、加田裕之参議院議員と西村康稔、山田賢司、赤羽一嘉、大串正樹各衆議院議員秘書、末松信介、高橋光男参議院議員秘書にご臨席賜りました。(順不同)

令和 4 年度の活動報告、決算報告が承認、令和 5 年度予算はコロナ明けの活動の発展を期する内容で承認されました。

ご祝電

〈参議院議員〉

高橋光男、福山哲郎、末松信介、井上さとし、倉林明子

〈衆議院議員〉

西村康稔、松本剛明、大串まさき、山田賢司、桜井シュウ、
関芳弘、山井和則、こくた恵二 (順不同・敬称略)



活動報告

◎兵庫県議会へ鍼灸マッサージ給付の請願について

(協)兵庫県保険鍼灸師会の顧問会議で、岸口県会議員より兵庫県議会で鍼灸マッサージの現物給付の請願決議を提案され、他党派県会顧問も賛同いただき、9月議会の提出を目指しています。

◎兵庫労働局労災保険協定書改定について

交渉難航の末、労働局は一方的に打ち切って協定の無効、給付も停止としてきました。秋田県の当会員、善徳泰博先生は伊佐進一厚生労働・内閣府副大臣事務所へ相談したところ、副大臣ご本人から理事長へ2度の電話を頂き、結局、労働局からも良い改定案が示されました。

「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会定期総会」

6月11日、尼崎市中小企業センターで「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」の第10回総会が開催されました。来賓には加田裕之参議院議員の秘書宇都宮祥一郎様にご臨席いただきました。

冒頭に会長の山村会長からの挨拶。「まずは鍼がホンマに効くんか!」「僕は鍼灸師じゃないですからね!患者ですから。」とはじまり自身が検証的に当会役員の治療院に2週間通って効果を自覚されたエピソードを披露。「保険で鍼灸」の実現をガン見でお願いしたりと患者会を代表しての熱を国会へ届けたいという思いが“草の根感”として感じる挨拶でした。

活動報告では政党への政策要望懇談会や鍼灸不支給・再審査請求公開審理傍聴、治療ボランティア、署名活動は40,993筆、省庁交渉、講演会、参議院議員と面談などなど、新ホームページをgoogleの無料サービスで作直したそうです。そこで動画を多数掲載する中、特別講演の鳥集(とりだまり)さんの広報動画YouTubeの規定に引っ掛かり削除されてしまったそうです!webで参加の東京から山西副会長からは維新の会の石井章参議院議員との懇談の報告、秋田からは日本保険鍼灸マッサージ師会の会員でもある善徳先生から戊辰戦争からの鍼灸の不遇とアーユルベータはもとより西洋医学にも劣らぬ鍼灸の可能性をお話しされました。役員改選は提案通り採決。閉会の辞に立たれた東京の清水先生からは石井議員との懇談の補足として、あはき応援の議員団結成を維新の会と協議するとのこと。

特別講演会は医療ジャーナリスト鳥集徹さんの「医療の闇と厚労省の不都合な真実」。どの医師、どの学会がどの企業、製薬会社から寄付を受けているか公表しないといけなくなり、マネーデータベースで簡単に検索できること、学術雑誌のインパクトファクターや診療ガイドラインにまつわるお金の話。エビデンスは大事だけどエビデンスだけではない医療。大事なエビデンスさえ歪められている現実。YouTubeのポリシーにより“医学的に正しくない”と削除される。人口動態統計をみると2020年から2021年を比較して不自然に増えている死亡者数をどう見るのか。ワクチンを打った人の方がコロナの陽性率高いこと。薬害コロナワクチン後遺症有志医師の会でいろんな接種後の後遺症症例報告があり、患者は先生にワクチンのせいだと言ってもらっただけでほっとするといいます。そういった患者の声を認めてあげてほしい。副反応検討部会も立ち上がりましたが接種後の死亡2000件以上、これは氷山の一角なのでは!厚労省も分かっているのに認めない。しかし、裏では認めているということです。鳥集さんは「言い続けること」が大事だとお話しされました。

ご祝電

〈参議院議員〉

井上さとし、加田裕之、倉林明子、末松信介

〈衆議院議員〉

大串正樹、こくた恵二、桜井周、山田賢司、山井和則

〈兵庫県議会議員〉

黒川治

(順不同・敬称略)



会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。
事務所へご連絡ください。

編集後記

おかげさまで一般社団も2年目の2報目会報をお送りさせていただくことができました。今後も会を前に進めていくためにお力添えをよろしくお願い申し上げます。